

平成 27 年 5 月 19 日

各 位

会 社 名 株式会社ディーエムエス
代表者名 代表取締役社長 山本 克彦
(コード 9782 J A S D A Q)
問合せ先
役職・氏名 経理部部長代理 橋本 竜毅
電話 0 3 - 3 2 9 3 - 2 9 6 1

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 19 日開催の取締役会において、「監査等委員会設置会社」に移行することを決定し、「定款一部変更の件」を平成 27 年 6 月 25 日開催予定の第 56 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 平成 26 年 6 月 27 日公布の「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)(以下、当該法律による改正後の会社法を「改正会社法」といいます。)によって、新たに監査等委員会設置会社への移行が可能となります。取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの充実という観点から、監査等委員会設置会社へと移行いたしたく、当該移行のために、定款の一部を変更するものであります。
- (2) 取締役が期待される役割を十分に発揮できるようにするため、取締役会の決議によって法令の定める範囲内で責任を免除することができる旨、ならびに非業務執行取締役として適切な人材を確保し、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、当社と非業務執行取締役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定として、変更案第 25 条(取締役の責任免除)を新設するものであります。
なお、変更案第 25 条(取締役の責任免除)の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。
- (3) 上記変更に伴い、条数の繰り上げ、繰り下げを行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は「別紙」のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日	平成 27 年 6 月 25 日
定款変更の効力発生日	平成 27 年 6 月 25 日

(下線部分は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
(機関)	(機関)
第4条 (省略)	第4条 (現行どおり)
(1) (省略)	(1) (現行どおり)
(2) <u>監査役</u>	(2) <u>監査等委員会</u>
(3) <u>監査役会</u>	(削除)
(4) (省略)	(3) (現行どおり)
(員数)	(員数)
第16条 (省略) (新設)	第16条 (現行どおり) <u>2. 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u>
(選任方法)	(選任方法)
第17条 当社の取締役は、株主総会において <u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</u>	第17条 当社の取締役は、株主総会において <u>選任する。ただし、監査等委員である取締役はそれ以外の取締役と区別して選任するものとする。</u>
(新設)	<u>2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</u>
<u>2.</u> (省略)	<u>3.</u> (現行どおり)
(任期)	(任期)
第18条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	第18条 <u>監査等委員でない取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>
(新設)	<u>2. 増員または補欠として選任された監査等委員でない取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u>
(新設)	<u>3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会)</p> <p>第 19 条 (省略)</p> <p>2. (省略)</p> <p>3. 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第 20 条～第 21 条 (省略)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 22 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって取締役社長1名、必要に応じて取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第 23 条 取締役の報酬、賞与および退職慰労金は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(取締役会)</p> <p>第 19 条 (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. 取締役会の招集通知は、各取締役に對して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>4. <u>取締役全員の同意があるときは、招集の経緯を経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p>(重要な業務執行の委任)</p> <p>第 20 条 <u>当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項に定めるところに従い、取締役会の決議をもって、同条第 5 項各号に定める事項以外の重要な業務執行の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第 21 条～第 22 条 (現行どおり)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 23 条 取締役会は、その決議によって<u>監査等委員でない取締役の中から</u>代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって<u>監査等委員でない取締役の中から</u>取締役社長1名、必要に応じて取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第 24 条 取締役の報酬、賞与および退職慰労金(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。<u>ただし、監査等委員である取締役の報酬等はそれ以外の取締役の報酬等と区別して株主総会の決議によって定めるものとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p><u>第 25 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役 (取締役であった者を含む。) の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役 (業務執行取締役または支配人その他の使用人であるものを除く。) との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令で規定する額とする。</u></p>
<p><u>第 5 章 監査役および監査役会</u></p> <p><u>(員数)</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>第 24 条 当社の監査役は、4 名以内とする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(選任方法)</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>第 25 条 当社の監査役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(任期)</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>第 26 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(常勤の監査役)</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>第 27 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	<p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(監査役会)</u> <u>第 28 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。</u></p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p>
<p><u>(監査役会規則)</u> <u>第 29 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(報酬等)</u> <u>第 30 条 監査役の報酬、賞与および退職慰労金は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第 5 章 監査等委員会</u> <u>(監査等委員会)</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第 26 条 監査等委員会は、法令に定めのある事項を決定するほか、その職務遂行のために必要な権限を行使する。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会の招集通知)</u> <u>第 27 条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会規程)</u> <u>第 28 条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>
<p>第 31 条～第 34 条 (省略)</p>	<p>第 29 条～第 32 条 (現行どおり)</p>

以 上